

令和2年（2020年）11月10日

第9回 新型コロナウイルス感染症対策本部（法定）会議

（本部長：市長）

1 日 時 令和2年（2020年）11月10日 13時から13時30分

2 場 所 全員協議会室

3 付議案件

（1） 新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策について （総合経営部） 別紙1

4 報告案件

（1） 新型コロナウイルス感染症拡大の現状について （医療保険部・健康部） 別紙2

（2） 八王子市コロナウイルス感染症対策地域医療体制整備チームの取組状況について
（医療保険部） 別紙3

（3） 特別定額給付金の支給結果について （福祉部） 別紙4

（4） 後援名義使用の申請時における新型コロナウイルス感染症の対応について
（総務部・学校教育部） 別紙5

（5） その他

令和2年（2020年）11月10日

総 合 経 営 部

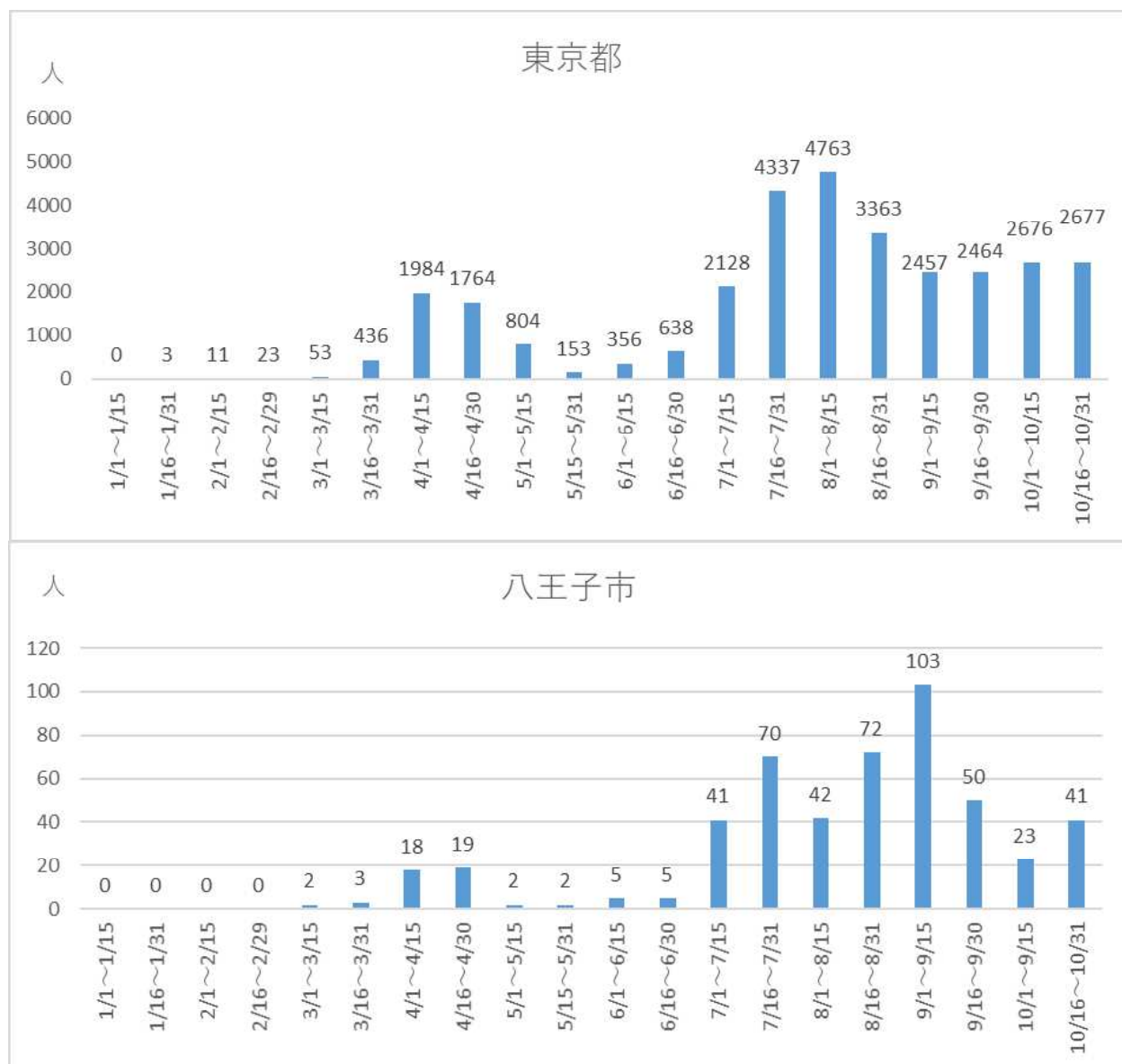
新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策について

新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は、10月以降微増傾向にあり、高い水準で推移している。東京都新型コロナウイルス感染症モニタリング会議においても「感染の再拡大に警戒が必要である」と4段階評価のうち2番目に深刻なレベルが9週連続で続いている。

このような状況を踏まえるとともに、Go To トラベルキャンペーンや年末年始の忘年会、初詣など大幅な人出の増加による感染リスクの高まりを未然に防ぐため、下記の対策を講じる。

記

1. 感染者数の推移



〈裏面有〉

2. これまでの対策及び課題

(1) これまでの対策

緊急事態宣言解除後、感染拡大防止の取組のほか、適切な情報発信・情報共有や市民活動と地域経済を回復させるための支援に取り組んでいる。

【主な対策】

- 5/26～ COVID-19 対応地域連携WEB会議の開催
- 9/24～ COVID-19 対策WEBセミナーin 八王子の開催
- 10/1～ 中小企業者への感染拡大防止対策支援補助金の受付開始
- 10/12～ 高齢者インフルエンザ予防接種（無償）の実施
- 11/1～ プレミアム商品券の申込開始（11/16 まで申込受付、11/25～販売利用）
- 11/1～ 季節性インフルエンザとの同時流行を防止する啓発の実施

(2) 課題

- ①ウィズコロナという考えに基づく、不安を感じる事のない正確かつ分かりやすい情報の提供
- ②いじめ、人権被害、風評被害の防止策

3. 今後の対策

上記課題に対する対策と人の移動の増加に伴う感染拡大防止の対策を講じる。

- 11 月上旬～ 課題解決に向けた関係所管連絡会の開催
- 11 月上旬～ 行政情報モニターでの市民啓発
 - ・市長メッセージの放映、
 - 感染リスクが高まる場面回避の周知

本庁舎 1 階市民ロビーに
設置した行政情報モニター →



- 11/15 市広報特集号発行
 - ・地域医療連携に取り組んでいる医師のインタビュー等
- 11 月随時 市 SNS を通じた情報発信及び防犯・防災メールによる周知
- 12/15 市広報掲載
 - ・忘年会、新年会シーズン等を迎えるにあたっての注意喚起
- 12/22 生活安全パトロール時のキャンペーン実施
 - ・JR 八王子駅北口周辺での市民啓発

【感染拡大状況に応じた対応】

- 安全パトロールカー（青パト）による注意喚起
- 新たな市長メッセージの発信（動画制作及び配信）
- 関係機関・団体等との連携による市民周知（チラシによる市民周知）

令和 2 年(2020 年)11 月 10 日

医 療 保 険 部 ・ 健 康 部

新型コロナウイルス感染症拡大の現状について

1 PCR検査実績（11月4日現在）

(単位 件)

実施 場所	区分	1～4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月		10 月		11 月		計	
							全体	うち COCOA	全体	うち COCOA	全体	うち COCOA	全体	うち COCOA
保健所	検査数	307	58	108	357	804	1,017	324	369	12	31	0	3,051	336
	結果	陽性	27	3	4	32	69	0	8	0	3	—	189	0
		陰性	280	55	104	325	948	324	361	12	28	—	2,862	336
		陽性率	8.8%	5.2%	3.7%	9.0%	6.8%	—	2.2%	—	9.7%	—	6.2%	—
PCR 外来	検査数		90	126	304	229	171		113		2		1,035	
	結果	陽性		0	0	26	15		8		0		61	
		陰性		90	126	278	156		105		2		974	
		陽性率		—	—	8.6%	8.8%		7.1%		—		5.9%	

*「保健所」は、原則として帰国者や接触者など保健所が検査が必要と判断し、東京都健康安全研究センター等にて実施した件数（5月29日以降、濃厚接触者は全員 PCR 検査の対象となった。）

*「PCR外来」は、かかりつけ医から紹介された一般の方を、PCR外来で検体採取した件数

2 感染者状況（11月4日現在）

(1) 月別感染者数

(単位 人)

区分	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	計
市内	5	37	4	10	111	114	153	64	11	509

(2) 年代別感染者数

(単位 人)

区分	20 歳未満	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代	80 代以上	計
累計	36	137	71	84	81	42	30	28	509
前回 (9.14)	24	107	50	63	56	30	21	13	364
増減	+12	+30	+21	+21	+25	+12	+9	+15	+145

〈裏面有〉

(3) 感染経路（渡航歴・接触歴）状況

(単位 人)

区分	あり	調査中・不詳	計
累計	290	219	509
前回 (9.14)	203	161	364
増減	+87	+58	+145

(4) 感染者経過

(単位 人)

区分	入院※	宿泊療養 ※	自宅療養	退院及び 療養終了	死亡	計
11.4 時点	15	9	10	468	7	509
前回 (9.14)	20	16	23	302	3	364
増減	△5	△7	△13	+166	+4	+145

※調整中を含む

令和2年(2020年)11月10日
医 療 保 険 部

八王子市コロナウイルス感染症対策地域医療体制整備チーム の取組状況について

八王子市コロナウイルス感染症対策地域医療体制整備チームの取組状況について
報告する。

1 PCR外来について（市運営）

（1）実施状況

開設日・時間 原則週3日（月・水・金）午後

（2）検査実績（11月4日時点）

（単位 件）

区分		5・6月	7月	8月	9月	10月	11月	計
検査数		216	304	229	171	113	2	1,035
結果	陽性	0	26	12	15	8	0	61
	陰性	216	278	217	156	105	2	974
	陽性率	—	8.6%	5.2%	8.8%	7.1%	—	5.9%

2 宿泊療養施設について（都※運営主体・市・市医師会共同運営）【運営終了】

（1）実施状況

ア. 施設名 the b 八王子（八王子市明神町 4-6-12）
イ. 期 間 令和2年5月1日(金)～9月30日(水)
ウ. 受入実績 延入所者数 1,046 名（うち市民 91 名）

（2）都内宿泊療養施設の状況 合計9施設 3,251 室

	名称	所在地	部屋数	開始時期
1	The b 池袋	豊島区	175 室	7/16～
2	デイナイスホテル東京	江東区	299 室	7/23～
3	東横INN新宿歌舞伎町	新宿区	351 室	7/29～
4	東横INN東京駅新大橋前	中央区	208 室	7/29～※
5	イーストタワー（品川プリンスホテル）	港区	919 室	7/31～※
6	アパホテル浅草田原町駅前	台東区	465 室	8/13～
7	東京虎ノ門東急 REI	港区	431 室	8/16～
8	東横INN府中南武線南多摩駅前	稲城市	263 室	9/26～
9	東京都ペット同伴宿泊療養施設 （仮設住宅）	品川区	140 室	10/9～

※4・5については、4月中旬～6月上旬に開設実績あり

〈裏面有〉

3 関係機関との情報共有・情報発信について

(1) COVID-19対応地域連携WEB会議

ア. 目 的 各病院の受入状況、検査外来の実施状況、具体的な症例や感染症対策などに関して情報交換することを目的として開催。

イ. 参加者

- ・市（保健所、医療体制整備チーム）
- ・新型コロナウイルス患者受入病院
- ・上記以外の病院（救急、療養、精神など）
- ・介護施設
- ・小・中学校

ウ. 開催回数 27回（11月5日現在。5月26日から週1回程度開催）

(2) 市議会議員・理事者・管理職研修会

ア. 開催日 10月7日(水)
※管理職は(10月16日から録画映像で受講中)

イ. 講 師 (ア) 東京医科大学八王子医療センター
 感染症科 診療科長 平井 由児先生
 (イ) 陵北病院 院長 田中 裕之先生

ウ. 研修内容 (ア) 新型コロナに関する現状、感染予防の正しい知識
(イ) 新型コロナに立ち向かう八王子の医療連携

(3) COVID-19対策WEBセミナー in八王子

ア. 目 的 患者受入病院と協力し、医療・介護・教育の分野別に、新型コロナウイルスに関する正しい知識を共有することを目的として開催。

イ. 講 師 (ア) 東海大学医学部附属八王子病院 村田 光繁先生
(イ) 清智会記念病院 横山 智仁先生
(ウ) 松木中学校 校長 大熊 一正先生 ほか

ウ. 開催回数 6回（11月5日現在。9月24日から週1回程度開催）

(4) 冬の診療体制八王子市医師会連絡会(WEB、会場併用開催)

ア. 目 的 新型コロナウイルス感染症とインフルエンザ等、冬季の発熱患者の診療体制について、診療体制を構築するための連絡会の開催を支援。

イ. 開催日 10月14日(水)(さらに1回開催を検討中)

令和 2 年(2020 年)11 月 10 日

福 祉 部

特別定額給付金の支給結果について

1 申請期間

オンライン申請

令和2年5月 2日(土)～5月25日(月)午前8時30分

郵送申請

令和2年5月18日(月)～8月17日(月)(申請書必着)

2 給付状況

	対象者		給付数 c	給付割合 (c/b) d
	基準日 (4/27) a	受付終了時 (8/17) b		
世帯数	271,278	271,914	269,592	99.1%
人口	562,029	562,634	560,087	99.5%

※b-a 基準日時点で住民登録が定まっていなかった者の基準日以降の転入、
転出取消、児童養護施設入所児童・DV 被害者からの申出による増加

※c 申請内容不備などにより 10/31 時点で9世帯(12名)が継続して対応中

〈裏面有〉

3 その他（参考）

（１）オンライン申請の給付数

世帯数 9, 673世帯（22, 218人）

（２）未申請者の内訳

世帯数 2, 224世帯（2, 374人）

※未申請者 = 対象者 - （給付数 + 不支給）

世帯主年齢別集計

年齢区分	対象世帯数	割合	国籍別内訳		
			日本国籍	外国籍	外国籍割合
～9歳	22	0.99%	19	3	13.64%
10～14歳	17	0.76%	16	1	5.88%
15～19歳	68	3.06%	45	23	33.82%
20～24歳	404	18.17%	163	241	59.65%
25～29歳	239	10.75%	145	94	39.33%
30～34歳	171	7.69%	127	44	25.73%
35～39歳	164	7.37%	136	28	17.07%
40～44歳	129	5.80%	114	15	11.63%
45～49歳	168	7.55%	152	16	9.52%
50～54歳	165	7.42%	156	9	5.45%
55～59歳	156	7.01%	144	12	7.69%
60～64歳	106	4.77%	95	11	10.38%
65～69歳	75	3.37%	74	1	1.33%
70～74歳	78	3.51%	76	2	2.56%
75～79歳	77	3.46%	76	1	1.30%
80～84歳	50	2.25%	50	0	0.00%
85～89歳	73	3.28%	73	0	0.00%
90歳～	62	2.79%	62	0	0.00%
合計	2,224		1,723	501	22.53%

（３）不支給

世帯数 98世帯（173人）

辞 退 ： 112人

死 亡 ： 27人

DV被害者等： 34人

令和2年(2020年)11月10日

総務部・学校教育部

後援名義使用の申請時における新型コロナウイルス感染症の対応について

1 概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、当面の間、新型コロナウイルス感染症対策が実施可能なイベント等に対し、八王子市及び八王子市教育委員会後援名義を承認する。

2 内容

当面の間、後援名義申請の際に添付書類として新型コロナウイルス感染症対策を講じる旨のチェック表をあわせて提出してもらう。

3 申請書類

変 更 後	変 更 前
(1)申請書 後援名義使用申請書	(1)申請書 後援名義使用申請書
(2)添付書類 ア 事業計画書 イ 事業予算書 ウ <u>新型コロナウイルス感染症の 感染拡大防止に関する確認事項</u> ※任意書類は記載省略	(2)添付書類 ア 事業計画書 イ 事業予算書 ※任意書類は記載省略

4 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する確認事項
別紙のとおり

5 実施日

令和2年(2020年)11月11日(水)

別紙

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する確認事項

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、以下の事項を確認し、☒と確認日の記入及び署名のうえ、この文書を八王子市後援名義使用承認申請書に添えて申請してください。

なお、予防措置が取られていないことが判明した場合には、承認の取消しや開催の自粛をお願いすることがあります。

- ☐ 相互接触の機会を減らすとともに、対面での会話や飲食を避けるなど、実施内容等について、十分に配慮し、「三つの密」を避けること。
- ☐ 人と人との間隔を十分に確保（1メートル程度）するよう努めること。
- ☐ 発熱や息苦しさ、強いだるさ、咳等の症状がある方の参加を控えるよう、事前告知等の措置を講じ、要請すること。
- ☐ 咳エチケット、マスク着用、手指の消毒、手洗いの徹底等の感染防止策を実施すること。
- ☐ 大声での会話の制限を要請すること。
- ☐ 屋内イベント等では、定期的な換気を行うこと。
- ☐ 飲食を伴う場合、飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食を制限すること。
- ☐ 厚生労働省の接触確認アプリ（COCOA）等の通知サービスの利用促進の措置を講ずること。
- ☐ 体調がよくない（例：発熱・咳・咽頭痛・味覚障害等）、または家族や身近な知人に新型コロナウイルス感染症の陽性が疑われる方がいる場合は、自主的に参加を見合わせるよう啓発すること。
- ☐ その他、当該事業の実施にあたり各関連団体が定める新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を遵守すること。

以上、確認しました。

年（ 年） 月 日

代表者署名 _____

後援名義使用の承認に関する事務取扱要領

第1 目的

この要領は、八王子市（以下「市」という。）の後援名義の使用について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 定義

後援とは、第三者が主催する事業について、市がその趣旨に賛同することをいい、その事業への関与が原則として名義使用の承認に限る場合をいう。

第3 承認要件

市が後援できる事業は、次の要件に該当するものとする。

1 主催者

主催者は、次の各号に該当しない団体又は個人とする。

- (1) 政治的中立の趣旨に反するもの。
- (2) 宗教的目的を有しているもの。
- (3) 暴力的目的を有しているもの。

2 行事

行事は、市の施策の推進に寄与すると認められるもので、性格及び内容が次の各号に該当するものとする。

- (1) 無料で実施されるものであること。
ただし、入場料、参加料その他これに類するものを徴する事業であっても、その徴収金が事業の運営費に係る実費相当額であり、その総額が事業の運営費の範囲内である場合又はその事業の収益を寄附するために有料で行われるチャリティーショー等である場合は、この限りでない。
- (2) 公益性があること。
- (3) 行事内容が広く一般に開放されるものであること。
- (4) 公正で、政治的中立の趣旨に反するものでないこと。
- (5) 宗教的目的を有していないものであること。
- (6) 暴力的目的を有していないものであること。
- (7) 公序良俗に反するものでなく、公衆衛生・災害防止等について十分な措置が講じられていること。

第4 使用名義の種類

後援の使用名義は、「八王子市」とする。

第5 名義使用の申請及び承認手続

1 申請書の受付

- (1) 様式1により申請させること。
- (2) 次の書類を添付させること。

ア 事業計画書

- イ 事業予算書
- ウ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する確認事項
- エ その他必要に応じて次の書類を添付させること。
 - 団体の規約・経歴等
 - 消防署等官公署への届出書
 - 場内整理計画書
 - 団体活動実績書等

2 申請期限

後援名義使用の申請に当たっては、原則として名義の使用期間の予定日初日前 30 日までとする。

3 承認の決定

後援名義使用の承認を行う場合は、その主管部長までの決裁を得ること。

4 後援の無効

後援の申請と実際との内容に著しく相違がある場合は、無効とする。

5 承認の通知

後援の名義使用を決定したときは、申請者に対し様式 2 により通知する。

6 後援名義使用の条件

- (1) 後援名義の使用は、今回の申請書に記載された事業に必要な印刷物に限ること。
- (2) 後援名義使用に使用する印刷物を作成するときは、事前にその内容を主管課に提出させること。
- (3) 行事の内容を検討し、参加者への自動車利用の自粛を要望する等公害防止その他必要に応じて条件を付すこと。
- (4) 行事に係る民事上の一切の責任は、申請者が負うものであること。
- (5) 承認後、行事内容に変更が生じたときは、直ちに主管課に変更の届出をさせること。

7 事業実績報告書等の提出名義の使用承認期間が終了したときは、様式 3 により 30 日以内に事業実績報告書、決算報告書を提出させること。ただし、様式 3 の内容を満たした報告書であればこの限りでない。

第 6 報告

主管課長は、後援名義の承認結果について、年度終了後、速やかに総務部総務課に報告すること。

附 則 この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 この要領は、令和 2 年 11 月 11 日から適用する。

後援名義使用の承認に関する事務取扱要領

第1 目的

この要領は、八王子市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の後援名義の使用について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 定義

後援とは、第三者が主催する事業について、教育委員会がその趣旨に賛同することをいい、その事業への関与が原則として名義使用の承認に限る場合をいう。

第3 承認要件

教育委員会が後援できる事業は、次の要件に該当するものとする。

1 主催者

主催者は、次の各号に該当しない団体又は個人とする。

- (1) 政治的中立の趣旨に反するもの。
- (2) 宗教的目的を有しているものであること。
- (3) 暴力的目的を有しているものであること。

2 行事

行事は、教育委員会の施策の推進に寄与すると認められるもので、性格及び内容が次の各号に該当するものとする。

- (1) 無料で実施されるものであること。ただし、入場料、参加料その他これに類するものを徴する事業であっても、その徴収金が事業の運営費に係る実費相当額であり、その総額が事業の運営費の範囲内である場合又はその事業の収益を寄附するために有料で行われるチャリティーショー等である場合は、この限りでない。
- (2) 公益性があること。
- (3) 行事内容が広く一般に開放されるものであること。
- (4) 公正で、政治的中立の趣旨に反するものでないこと。
- (5) 宗教的目的を有していないものであること。
- (6) 暴力的目的を有していないものであること。
- (7) 公序良俗に反するものでないこと。
- (8) 公衆衛生・災害防止等について十分な措置が講じられていること。

第4 使用名義の種類

後援の使用名義は、「八王子市教育委員会」とする。

第5 名義使用の申請及び承認手続

1 申請書の受付

- (1) 様式1により申請させること。
- (2) 次の書類を添付させること。

ア 事業計画書

イ 事業予算書

ウ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する確認事項

エ その他必要に応じて次の書類を添付させること。

団体の規約・経歴等

消防署等官公署への届出書

場内整理計画書

団体活動実績書等

2 申請期限

後援名義使用の申請に当たっては、原則として名義の使用期間の予定日初日前30日までとする。

3 承認の決定

後援名義使用の承認を行う場合は、その主管部長までの決裁を得ること。

4 後援の無効

後援の申請と実際との内容に著しく相違がある場合は、無効とする。

5 承認の通知

後援の名義使用を決定したときは、申請者に対し様式2により通知する。

6 後援名義使用の条件

- (1) 後援名義の使用は、今回の申請書に記載された事業に必要な印刷物に限ること。
- (2) 後援名義使用に使用する印刷物を作成するときは、事前にその内容を主管課に提出させること。
- (3) 行事の内容を検討し、参加者への自動車利用の自粛を要望する等公害防止その他必要に応じて条件を付すこと。
- (4) 行事に係る民事上の一切の責任は、申請者が負うものであること。
- (5) 承認後、行事内容に変更が生じたときは、直ちに主管課に変更の届出をさせること。

7 事業実績報告書等の提出名義の使用承認期間が終了したときは、様式3により30日以内に事業実績報告書、決算報告書を提出させること。ただし、様式3の内容を満たした報告書であればこの限りでない。

第6 報告

主管課長は、後援名義行事の承認適否の結果について、実績報告書等受領後、遅滞なく学校教育部教育総務課に報告すること。

附 則 この要領は、令和 2 年 1 1 月 1 1 日から適用する。